【介護報酬編】介護サービス事業者自己点検表（兼事前提出資料）
定期巡回・随時対応型訪問介護看護費（Ｒ６．４月改定版）

事業所名：

※過去１年程度（改正があった場合は、その施行日又は適用日まで）を振り返って、算定した加算・減算の要件を満たしているか点検してください。
※点検結果の□にチェックを記入するか、又は塗りつぶして（■）ください。
※実地指導の事前書類として提出する場合、算定していない加算については削除していただいてもかまいません。

点検項目	点検事項	点検結果		
高齢者虐待防止措置未実施減算	高齢者虐待防止のための委員会の開催、指針の整備、定期的な研修の実施又は担当者の配置のいずれかの措置を講じていない場合	□	講じている →減算なし	
		□	講じていない →減算対象	
業務継続計画未策定減算	自然災害に関する業務継続計画又は感染症に関する業務継続計画のいずれか又は両方策定していない場合	□	策定している →減算なし	
		□	策定していない →減算対象	
通所介護、通所リハビリテーション、地域密着型通所介護又は認知症対応型通所介護を受けている利用者に対して行った場合	通所介護等（通所介護、通所リハビリテーション、地域密着型通所介護又は認知症対応型通所介護）の利用	□	あり	
事業所と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは事業所と同一の建物等に居住する利用者に対する取扱い	事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは事業所と同一の建物（以下「同一敷地内建物等」という。）に居住する利用者（１月当たりの利用者が50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。）	□	所定単位数の100分の90	
	１月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物の利用者	□	所定単位数の100分の90	
	１月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物の利用者	□	所定単位数の100分の85	
特別地域定期巡回・随時対応型訪問介護看護加算	厚生労働大臣が定める地域（平成24年厚生労働省告示第120号）に所在する事業所	□	該当	
中山間地域等における小規模事業所加算	厚生労働大臣が定める地域（平成21年厚生労働省告示第83号）に所在し、かつ、１月当たり実利用者数が５人以下の事業所	□	該当	

点検項目	点検事項	点検結果		
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	厚生労働大臣が定める地域（平成21年厚生労働省告示第83号）に居住している利用者に対して、通常の実施地域を越えてサービス提供	□	該当	

点検項目	点検事項	点検結果		
生活機能向上連携加算（Ⅰ）	訪問リハビリテーション事業所、通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士等が、ICTの活用等により利用者のADL及びIADLに関する状況について把握して助言を行い、助言に基づいて計画作成責任者が行った生活機能アセスメント	□	あり	
	生活機能の向上を目的とした個別サービス計画の作成及び計画に基づくサービス提供	□	あり	
	当該計画に基づく初回のサービス提供が行われた日の属する月	□	該当	
生活機能向上連携加算（Ⅱ）	訪問リハビリテーション事業所、通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士等が、利用者の居宅を訪問する際に計画作成責任者が同行する又は理学療法士等及び計画作成責任者が利用者の居宅を訪問した後に共同してカンファレンスを行い、共同して行った生活機能アセスメント	□	あり	
	生活機能の向上を目的とした個別サービス計画の作成及び計画に基づくサービス提供	□	あり	
	当該計画に基づく初回のサービス提供がが行われた日の属する月以降３月の間	□	該当	

点検項目	点検事項	点検結果		
緊急時訪問看護加算 （Ⅰ）	①利用者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応できる体制	□	あり	対応マニュアル等
	②利用者又はその家族に加算の算定の説明と同意	□	あり	同意書等（規定はなし）
	③他の事業所での当該加算の算定の有無（訪問看護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所）	□	なし	
	④24時間対応体制加算（医療保険における訪問看護）の有無	□	なし	
	⑤次のア又はイを含むいずれか2項目以上に該当 ア　夜間対応した翌日の勤務間隔の確保 イ　夜間対応に係る勤務の連続回数が2連続（2回）まで ウ　夜間対応後の暦日の休日確保 エ　夜間勤務のニーズを踏まえた勤務体制の確保 オ　ＩＣＴ、ＡＩ、Ｉｏｔ等の活用による業務負担軽減 カ　電話等による連絡及び相談を担当する者に対する支援体制の確保	 □ □ □ □ □ □	 該当 該当 該当 該当 該当 該当	
	⑥夜間対応とは、夜間（午後6時から午後10時まで）、深夜（午後10時から午前6時まで）、早朝（午前6時から午前8時まで）において、計画的に訪問することとなっていない訪問看護サービスや利用者や家族等からの電話連絡を受けて当該者への指導を行った場合	□	該当	
	⑦⑤イは、夜間対応の始業時刻から終業時刻までの一連の対応を1回とする	□	該当	
緊急時訪問看護加算 （Ⅱ）	①利用者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応できる体制	□	あり	対応マニュアル等
	②利用者又はその家族に加算の算定の説明と同意	□	あり	同意書等（規定はなし）
	③他の事業所での当該加算の算定の有無（訪問看護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所）	□	なし	
	④24時間対応体制加算（医療保険における訪問看護）の有無	□	なし	

点検項目	点検事項	点検結果		
特別管理加算（Ⅰ）	在宅悪性腫瘍患者指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態又は気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態	□	該当	主治医の指示書等
	訪問看護サービスの実施に関する計画的な管理の実施	□	あり	
	他の事業所での当該加算の算定の有無（訪問看護事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所又は看護小規模多機能型居宅介護事業所）	□	なし	
	症状が重篤の場合速やかに医師による診療を受けることができるような支援の有無	□	あり	
特別管理加算（Ⅱ）	以下の１～４のいずれかに該当すること。 １　在宅自己腹膜灌(かん)流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼(とう)痛管理指導管理又は在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態	□	該当	主治医の指示書等
	２　人工肛(こう)門又は人工膀胱(ぼうこう)を設置している状態	□	該当	〃
	３　真皮を越える褥瘡(じょくそう)の状態	□	該当	〃
	４　点滴注射を週３日以上行う必要があると認められる状態	□	該当	〃
	訪問看護サービスの実施に関する計画的な管理の実施	□	あり	
	他の事業所での当該加算の算定の有無（訪問看護事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所又は看護小規模多機能型居宅介護事業所）	□	なし	
	症状が重篤の場合速やかに医師による診療を受けることができるような支援の有無	□	あり	

点検項目	点検事項	点検結果		
ターミナルケア加算	以下の１又は２のいずれかに該当すること。 １　多発性硬化症、重症筋無力症、スモン、筋萎縮性側索硬化症、脊髄小脳変性症、ハンチントン病、進行性筋ジストロフィー症、パーキンソン病関連疾患（進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病（ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ３以上であって生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度のものに限る。）をいう。）、多系統萎縮症（線条体黒質変性症、オリーブ橋小脳萎縮症及びシャイ・ドレーガー症候群をいう。）、プリオン病、亜急性硬化性全脳炎、ライソゾーム病、副腎白質ジストロフィー、脊髄性筋萎縮症、球脊髄性筋萎縮症、慢性炎症性脱随性多発神経炎、後天性免疫不全症候群、頚(けい)髄損傷及び人工呼吸器を使用している状態 ２　急性増悪その他当該利用者の主治の医師が一時的に頻回の訪問看護が必要であると認める状態	□ □	該当 該当	主治医の指示書
	24時間連絡できる体制を確保しており、かつ、必要に応じて、訪問看護を行うことができる体制を整備	□	あり	
	主治医と連携の下に、ターミナルケアに係る計画及び支援体制について利用者及びその家族等に説明を行い、同意を得ていること	□	あり	訪問看護サービス記録書
	ターミナルケアの提供についての利用者の身体状況の変化等必要な事項の適切な記録	□	あり	
	死亡日及び死亡前14日以内に２日以上のターミナルケアの実施（ターミナルケアを行った後、24時間以内に在宅以外で死亡した場合を含む。）	□	あり	サービス提供票
	他の事業所での当該加算の算定の有無（訪問看護事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所又は看護小規模多機能型居宅介護事業所）	□	なし	
	訪問看護ターミナルケア療養費（医療保険）及び在宅ターミナルケア加算（訪問看護・指導料）の有無	□	なし	

点検項目	点検事項	点検結果		
初期加算	利用を開始した日から起算して30日以内（30日を超える病院又は診療所への入院の後にサービスの利用を再び開始した場合も同様とする。）	□	該当	
退院時共同指導加算	退院時共同指導の内容を文書により提供	□	あり	
	退院又は退所後に訪問看護サービスを実施	□	あり	
総合マネジメント体制強化加算（Ⅰ）	次のいずれにも該当すること			
	①利用者の心身の状況やその家族等を取り巻く環境の変化に応じ、計画作成責任者、看護師、准看護師、介護職員その他の関係者が共同し、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の見直しを行っている。	□	該当	
	②地域の病院、診療所、介護老人保健施設その他の関係施設に対し、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が提供することのできる指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の具体的な内容に関する情報提供を行っている。	□	該当	
	③日常的に利用者と関わりのある地域住民等の相談に対応する体制を確保している	□	該当	
	④地域住民等との連携により、地域資源を効果的に活用し、利用者の状態に応じた支援を行っている。	□	該当	
	⑤次に掲げる基準のいずれかに適合している			
	ア　障害福祉サービス事業所、児童福祉施設等と協働し、地域において世代間の交流を行っている	□	該当	
	イ　地域住民等、他の指定居宅サービス事業者が当該事業を行う事業所、他の指定地域密着型サービス事業者が当該事業を行う事業所等と共同で事例検討会、研修会等を実施している	□	該当	
	ウ　市町村が実施する法第115条の45第1項第二号に掲げる事業や同条第2項第四号に掲げる事業に参加している	□	該当	
	エ　地域住民及び利用者の住まいに関する相談に応じ、必要な支援を行っている	□	該当	
総合マネジメント体制強化加算（Ⅱ）	総合マネジメント体制強化加算（Ⅰ）に掲げる①②に該当すること	□	該当	

点検項目	点検事項	点検結果		
認知症専門ケア加算（Ⅰ）	次のいずれにも該当すること ①事業所における利用者の総数のうち、周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする認知症の者の占める割合が2分の1以上である			
		□	該当	
	②認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を事業所における対象者の数が20人未満の場合は１人以上、対象者が20人以上の場合は、１に当該対象者が19人を超えて10又はその端数を増すごとに１を加えた数以上を配置し、チームとしての専門的な認知症ケアの実施	□	該当	
	③従業者に対して認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に開催	□	実施	
認知症専門ケア加算（Ⅱ）	次のいずれにも該当すること ①認知症専門ケア加算（Ⅰ）②③に該当する			
		□	実施	
	②事業所における利用者の総数のうち、日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者の占める割合が２分の１以上	□	該当	
	③認知症介護の指導に係る専門的な研修を終了している者を１名以上配置し、事業所全体の認知症ケアの指導等を実施	□	該当	
	④当該事業所における介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、当該計画に従い、研修（外部研修含む）を実施又は予定していること	□	実施	

点検項目	点検事項	点検結果		
口腔連携強化加算	指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の従業者が利用者の口腔の健康状態に係る評価を行うにあたって、歯科点数表のC000歯科訪問診療の算定実績がある歯科医療機関の歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士に相談できる体制を確保し、その旨を文書等で取り決めている	□	該当	
	他の介護サービスの事業所において、当該利用者について、栄養状態のスクリーニングを行い、口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ）を算定している場合を除き、口腔・栄養スクリーニング加算を算定している	□	該当しない	
	当該利用者について、口腔の健康状態の評価の結果、居宅療養管理指導が必要であると歯科医師が判断し、初回の居宅療養管理指導を行った日の属する月を除き、指定居宅療養管理指導事業所が歯科医師又は歯科衛生士が行う居宅療養管理指導費を算定している	□	該当しない	

点検項目	点検事項	点検結果		
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	従業者ごとの研修計画の作成及び実施又は実施を予定している	□	該当	
	利用者の情報や留意事項の伝達又は技術指導のための会議を定期的に開催している	□	該当	
	定期的な健康診断を実施している	□	該当	
	訪問介護員等の総数のうち、介護福祉士の数が６割以上 訪問介護員等の総数のうち、介護福祉士の数が６割以上又は勤続年数１０年以上の者が４分の１以上	□	いずれか該当	
	サービス提供体制強化加算（Ⅱ）、又は（Ⅲ）を算定していない	□	該当	
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	従業者ごとの研修計画の作成及び実施又は実施を予定している	□	該当	
	利用者の情報や留意事項の伝達又は技術指導のための会議を定期的に開催している	□	該当	
	定期的な健康診断を実施している	□	該当	
	訪問介護員等の総数のうち、介護福祉士の割合が４割以上又は介護福祉士、実務者研修修了者及び介護職員基礎研修課程修了者の占める割合が６割以上である。	□	該当	
	サービス提供体制強化加算（Ⅰ）又は（Ⅲ）を算定していない	□	該当	

点検項目	点検事項	点検結果		
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	従業者ごとの研修計画の作成及び実施又は実施を予定している	□	該当	
	利用者の情報や留意事項の伝達又は技術指導のための会議を定期的に開催している	□	該当	
	定期的な健康診断を実施している	□	該当	
	訪問介護員等の総数のうち、介護福祉士の占める割合が３割以上又は介護福祉士、実務者研修修了者及び介護職員基礎研修課程修了者の占める割合が５割以上である。	□	いずれか該当	
	従業者の総数のうち、常勤職員の占める割合が６割以上である。			
	従業者の総数のうち、勤続年数７年以上の者の占める割合が３割以上である。			
	サービス提供体制強化加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）を算定していない	□	該当	

点検項目	点検事項	点検結果		
介護職員等処遇改善加算 （Ⅰ） ①～⑭の全てにチェックが付いている。 （Ⅱ） ①～⑬にチェックが付いている。 （Ⅲ） ①、②と④～⑫にチェックが付いている。 （Ⅳ） ①、②と④～⑩、⑫にチェックが付いている。	①　介護職員その他の職員の賃金改善に要する費用の見込額が、介護職員等処遇改善加算の算定見込額以上となる賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置	□	あり	介護職員処遇改善計画書
	②　仮に介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)を算定した場合に算定することが見込まれる額の2分の1以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てている。	□	該当	
	③　介護福祉士であって、経験及び技能を有する介護職員と認められる者のうち一人は、賃金改善後の賃金の見込み額が年額440万円以上となっている。 ※介護職員等処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りではない。	□	該当	
	④　介護職員処遇改善計画書の作成、周知、届出	□	あり	介護職員処遇改善計画書
	⑤　賃金改善の実施 ※ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該事業所の職員の賃金水準（本加算による賃金改善分は除く）を見直すことはやむを得ないが、その内容を松本市長（高齢福祉課）に届け出ること。	□	あり	
	⑥　処遇改善に関する実績の報告	□	あり	実績報告書
	⑦　前12月間に労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑	□	なし	
	⑧　労働保険料の納付	□	適正に納付	
	⑨　任用の際の職責又は職務内容等の要件を書面で作成し、全ての介護職員に周知	□	あり	
	⑩資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は研修の機会を確保し、全ての介護職員に周知	□	あり	研修計画書
	⑪経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給する仕組みを設け、全ての介護職員に書面をもって周知	□	あり	
	⑫　処遇改善の内容（賃金改善を除く）及び処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知	□	あり	
	⑬　⑫の内容をインターネットその他の適切な方法で公表	□	あり	
	⑭　特定事業所加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）のいずれかを届け出ている。	□	あり	